

最終更新日：2007年6月28日

## 株式会社 fonfun

代表取締役社長 三浦浩之

問合せ先：執行役員経営管理部長 小松昌弘 TEL:03-5350-7800

証券コード:2323

<http://www.fonfun.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社は、当社のステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員等)に対する社会的責任を認識し、その責任を果たす為に最大限努力することが、企業活動を展開するうえで最も基本的かつ重要な行動基準であると考えており、社会における企業の責任として公正な企業活動を行うことを重要課題として認識しております。このような考え方に基づき、当社は監査役制度を導入しておりますが、経営に関する意思決定プロセスの透明性と正当性をより確実にするため、取締役1名と監査役2名を社外から登用しております。当社は、今後ともコーポレート・ガバナンスの更なる充実をはかり、社会に対する責任を果たしてまいり所存であります。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

20%以上 30%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
榎本大輔	2,103	9.80
アストリックスチャレンジ1号投資事業組合	1,770	8.25
アストリックスチャレンジ2号投資事業組合	1,600	7.45
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリティー クライアント 613	1,000	4.66
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリティー ジャスデック アカウント	919	4.28
クレジット スイス チューリッヒ	646	3.01
佐藤宣幸	567	2.64
フリーリンク インベストメント リミテッド	420	1.96
ゲインウェル セキュリティーズ アカウント クライアント 864000	404	1.88
木根潤建	332	1.55

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
福田 徹	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
福田 徹	——	同氏がもつ、上場企業を中心とした多数の企業に対してのIRコンサルタントアドバイザー及び大学講師やフィナンシャルプランナーとしての豊富な知識・経験と幅広い人脈を活かし、取締役会において適切且つ適正な助言の提供を目的とし選任。

### その他社外取締役の主な活動に関する事項

当該社外取締役は当社取締役会に出席しております。当該社外取締役は、当社の取締役会において経営陣の意思決定を確認するとともに、客観的・中立的な立場からこれに助言を行っております。

### 【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

### 監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、清和監査法人に所属する寛悦生氏と梅原剛氏の2名であります。会計監査業務に係る補助者の構成は監査法人の監査計画に基づき決定されております。具体的には公認会計士及び会計士補を主たる構成とし、その他補助者も加えて構成されております。当該監査法人への監査報酬のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は10,500千円であり、その他の報酬はありません。監査役、会計監査人は各々の監査活動の効率化及び更なる質的向上に向けて監査時における相互協力体制を敷いている他、必要に応じて相互に連絡・連携をとっております。

### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、代表取締役の直轄の部門として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が専任の担当者として内部監査業務にあっております。常勤監査役は内部監査室長と適宜会合等の機会を設け相互に連絡・連携をとり、当社コンプライアンス体制の維持および向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
楯 雅広	他の会社の出身者								○	○
土橋 裕太	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
楯 雅広	——	同氏の、非上場企業／上場企業における役員としての経験を活かし、当社のコーポレートガバナンスのあり方とその運営状況、及び取締役の職務執行の監視及び監査の実施を目的として選任。
土橋 裕太	——	同氏の、業界への見識及びコンサルティング事業を営む会社役員としての専門的見地から、取締役の職務執行の監視に適していると判断し、選任。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役は、当社株主総会の他、取締役会、経営会議等の当社の意思決定における重要な会議にも出席し、見解を述べるとともに、内部監査室との連携・連動を図り、実効性のある監視、監査業務を行っております。

## 【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

当社は、当社取締役の当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的としたストックオプションの付与を実施しております。その総額及び個人別支給水準については、株価水準や資本政策の他、前年度業績水準及び公表予算達成度等を鑑み、他のステークホルダーへの全社的貢献も十分に考慮しながら決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、  
子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員、その他

## 該当項目に関する補足説明

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役及び従業員の当社グループに対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、また社外協力者の当社グループに対する参画意識を高めることを目的とし、ストックオプションの付与を実施しております。

## 【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

全取締役の総額を開示

## 該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額は 65,135 千円です。

**【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】**

当社では、経営管理部が、社外取締役及び社外監査役のサポートにあっており、社外取締役及び社外監査役それぞれの業務が円滑に執行される体制をとっております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項**

当社では、当社の業務執行に関し協議することを主な目的とし常勤取締役と執行役員により構成される経営会議を毎週 1 回開催しております。当該経営会議には監査役会から常勤監査役も出席しており業務執行に関する監査・監督機能を高めるとともに、必要に応じ外部アドバイザーや従業員の出席を要請し、適正且つ公正な会議運営の実現を図っております。経営会議で取り上げられた経営上の重要事項については取締役会において検討、決議しております。取締役会は、定時取締役会として原則毎月 1 回開催される他、必要に応じ随時開催しております。また、監査役会は監査役全員を当該取締役会に出席させることにより、取締役会の決定の監督、監視を行っております。また、取締役会には当社顧問弁護士も出席し、特に法令順守の面から適宜、適切なアドバイスをを行う体制をとっております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けた取り組みとして、適正且つ積極的なPR/IR活動を通じた株主への働きかけを行うとともに、株主総会招集通知の作成を含む総会開催の準備作業の効率化を推進し、より多くの株主による総会参加と議決権行使の実現を図っております。

#### 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	毎年、期末及び中間決算短信の発表後、5月下旬と11月下旬に説明会を開催しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	当社ホームページ（URL： <a href="http://www.fonfun.co.jp/">http://www.fonfun.co.jp/</a> ）において、プレスリリースあるいは決算短信を含む適時開示資料を掲載している他、アナリスト向け説明会/投資家向け説明会の資料等も適宜掲載しております。また、説明会につきましては、その模様を動画により適宜配信しております。
その他	—	個人投資家向けに適宜説明会を実施しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ	当社は、当社のステークホルダーに対する社会的責任を認識し、その責任を果たす為に最大限の努力をすることが、企業活動を展開するうえで最も基本的且つ重要な行動基準だと考えております。当社はこのような行動基準の根幹を成すものとして「行動規範十則」を掲げております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを、当社及び当社グループ役職員の職務の執行が、定量的・定性的な経営目標達成の為に法令及び定款に適合して行われることを確保するための体制と、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として位置づけております。当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が主体となり作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存するものとする。
- ②かかる文書管理規程については、監査役会の承認を得るものとする。
- ③取締役及び監査役は当該文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は代表取締役社長の直属する部門として内部監査室を設置し、内部監査室長 1 名がこれを専属的に管掌するものとする。
- ②内部監査室長は、常勤監査役及び会計監査人ならびに顧問弁護士のほか、コンプライアンス委員会などの他の内部組織とも連携のうえ、業務監査実施項目及び業務監査実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があればこれらの改定等を行うものとする。
- ③内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会に通報される体制を構築する。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営理念を機軸にした全社的な経営計画を策定し、当該経営計画に基づき、取締役及び社員が共有する目標を定めるものとする。
- ②業務担当取締役は、当該目標達成のために各部門の具体的個別目標及び権限分配等を定め、取締役会及び経営会議等を通じ、その進捗状況を見直し、必要があれば改善を促すものとする。

### 4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

- ①代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる為の行動規範とする企業倫理規程等、コンプライアンス体制に関する規程の整備・維持・向上を推進するものとする。また、この徹底を図るため、経営管理部において当社のコンプライアンスに対する取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行うものとする。
- ②代表取締役社長に直属する部門として内部監査室を設置する。内部監査室は常勤監査役及び会計監査人ならびに顧問弁護士のほか、コンプライアンス委員会など他の内部組織とも連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り会及び監査役会に報告されるものとする。



③法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、弁護士を含む社外の第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内規程に基づきその運用を行うこととする。

④監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、代表取締役を通じ取締役会に対して、改善策を求めることができる。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制

①当社グループ全体における業務の適正を確保するために、経営管理部を主体とし、子会社及び関連会社(以下「子会社等」という)全てに適用する社員倫理規程等、コンプライアンス体制に関する規程の整備・維持・向上を推進するものとする。

②取締役は、子会社等において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

③子会社等が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室はかかる報告を受けた場合、直ちに監査役に報告するとともに、意見を述べることができるものとする。また、監査役は、取締役会に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①代表取締役社長は、内部監査室内に監査役の職務を補助すべき使用人を 1 名以上配置することとし、その任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

②前項の具体的な内容については、監査役の意見の他弁護士等の意見も十分に考慮して決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

①取締役会及び使用人は、法定の事項に加え当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を認めた場合には、監査役会に対して速やかに報告するものとする。

②前項による報告の方法(報告書の様式、報告受領者、報告の時期等)については、取締役会と監査役会との協議により決定するものとする。

8. その他取締役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定するものとする。

②監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士、会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障するものとする。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社は、現時点では買収防衛策を特に導入しておりません。しかしながら、当社のステークホルダーの利益を守る為に有効である

と考えられる買収防衛策については、積極的に導入を検討してまいります。当社は、最も効果的な買収防衛策は、当社のステークホルダーの方々から長期的に応援していただけるような会社運営を行っていくことだと考えております。具体的には、従業員が目標と達成感をもち業務に邁進できる労働環境を構築し、顧客及び取引先の皆様から信頼を得ることを第一に考えた商取引を遂行し、その結果業績を向上させることで株主の皆様からご支持を得られるような経営方針と事業戦略を策定し実践してまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

